

推奨眼鏡店制度・開始道県に関するご案内

この度、**日本眼科医会推奨眼鏡店制度**は、千葉県と佐賀県でのテスト運用に続き、新たに 5 道県で開始することになりました。

開始時期と対象地域について

- ・ 9 月開始：宮城県、広島県、大分県の 3 県
- ・ 10 月開始：北海道、青森県の 2 道県

※チェーン店の場合、上記対象地域内に所在する店舗は本制度の対象となります。

※11 月以降の予定については、決定次第、改めてご連絡いたします。

今年の 5 月初旬から、千葉県と佐賀県で実証試験（テストラン）を実施し、9 月 19 日現在、千葉県では 26 店舗、佐賀県では 12 店舗が認定を受けています。対象地域の会員店舗様は、ぜひ申請をご検討ください。

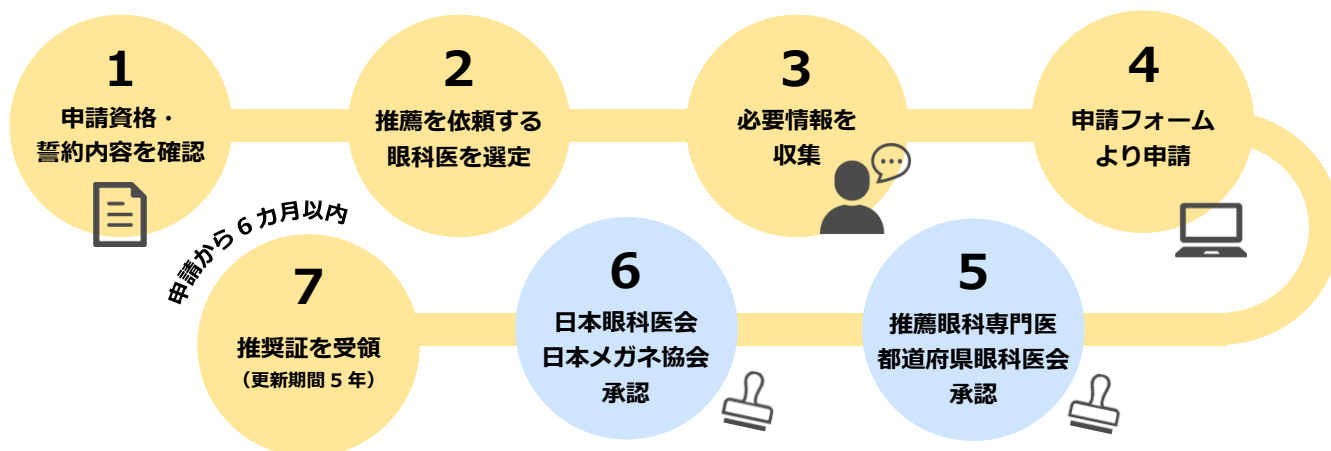
■ 推奨眼鏡店の申請要件と手続き

【申請要件】

- ①一般社団法人日本メガネ協会の小売店会員であること。
- ②日本メガネ協会の会員であり、リカレント教育を継続的に受講している眼鏡作製技能士が 1 名以上在籍していること。
- ③眼科医療機関と密接に連携していること。
- ④(公社)日本眼科医会会員の眼科医療機関からの推薦があること。
(店舗のある都道府県内の近隣の眼科専門医からの推薦)
- ⑤眼鏡作製技能士・店舗の管理に責任を負う者（店舗管理責任者）が「誓約内容」に同意していること。

【申請手続き】

推奨眼鏡店への申請は、眼鏡店ご自身でオンラインにて行っていただきます。申請フォームには、推薦いただく眼科専門医の情報、自店舗の情報、在籍する眼鏡作製技能士の情報を入力してください。申請フォームの URL は、日本メガネ協会より対象の小売店会員（チェーン店の場合は本部）にメールでご案内します。



▼詳細は下記事務局にお問い合わせください。

一般社団法人 日本メガネ協会 事務局 e-mail : info@j-s-a.jp

尚、電話は大変混雑しますので、出来るだけ e-mail をご利用ください。